

資料紹介

一九八九年一月二〇日の国連総会で採択された「子どもの権利条約」全文について

子どもの権利条約批准の会事務局

すでに報道されているとおり「子どもの権利条約」は、一九八九年三月の人権委員会草案（『部落解放研究』六八号で紹介）に一部修正を加えて、同年一月二〇日に国連総会でコンセンサス採択された。この「コンセンサス採択」は、全会一致ではないが、条約内容に大筋において賛成する場合、採決をとらずに採択する方式であるとのことである。また採択にあたっての総会決議は別段なかった。なお、一部修正とは条約第四三条についてで、設置が予定されている「子どもの権利委員会」（一〇名の委員で構成）などの運営経費を国連予算の中から賄うのか、それとも子どもの権利条約批准国の拠出金で賄うのかで意見が別れ、採決がおこなわれた。投票の結果、賛成一三七、反対一、棄権一の圧倒的多数で、子どもの権利委員会に関する経費

は、国連予算の中から拠出し国連職員が事務を担当する案が採択された。投票で反対票を投じたのはアメリカで、棄権は日本のみであった。

国内批准にむけた準備作業としては、まず外務省で条約内容の解釈を確定することが必要である。現在はこの段階で、二名の担当職員で各条ごとに、国連での審議経過報告を見ながらどう解釈すべきかの討議を進め、訳文を練っているところ。次に国内法との整合性についての関係各省庁との協議で、今回は法務、文部、厚生、郵政、労働、総務などとの協議が必要とおもわれる。そして第三段階は、内閣法政局との協議で表現方法や使用字句の最終調整を行い、子どもの権利条約の日本語訳の最終案（外務省仮訳）を確定して、条約批准を国会にはかることになる。外務省

仮訳はいまのところいつになるか不明である。
以下に、子どもの権利条約第四三条の正文を掲載する。
(その他の条項は、『部落解放研究』六八号所収のものと同様である。)

第四三条(子どもの権利委員会の設置)

- 1 この条約において約束された義務の実現を達成することにつき、締約国によってなされた進歩を審査するために、子どもの権利に関する委員会を設置する。委員会は以下に定める任務を遂行する。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた一〇人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出にあたっては、衡平な地理的配分および主要な法体系に考慮を払うものとする。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人の者を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六カ月以内に行い、最初の選挙の後は二年ごとに行う。国際連合事務総長は、各選挙の日の遅くとも四カ月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二カ月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名されたすべて

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者が委員会の委員に選出される。
- 6 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち五人の委員の任期は、二年で終了するものとする。これらの五人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙のための会合の議長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 委員会の委員が、死亡したまたは辞任し、あるいは、それ以外の理由のため委員会の職責を遂行することができなくなつたと申し出る場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として、残余の期間職務を遂行する他の専門家を自国民の中から任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を二年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部または委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原

特集Ⅰ いま、人権を考える

世界と日本の人権

山田照美 関西学院大学教授

国際人権法学会について

芹田健太郎 国際人権法学会事務局長

特集Ⅱ 部落解放研究第十回兵庫県集會

解放理論の創造をめざして

記念講演より

「人間は尊ぶべきもの」

稲葉三千男

アピール

「反差別国際連帯をめざして」

エリック・エフス

「新古平民騒動」の研究下

明山 修 日本史研究会会員

ひょうご 部落解放

季刊37号 頒価1000円

「兵庫県水平運動史 関係年表(章稿)そのV 高木伸夫 研究所研究員」
解放の視点/この頃思つこと/書評/県内情報/わたしも一言/研究所通信/新刊紹介/グラビア 他

法界兵庫部落解放研究所 〒650 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 西北神ビル7階 ☎078(332)0825 振替神戸2-22433